

診断京都

一般社団法人 京都府中小企業診断協会

No.108
2015年冬号



年頭のご挨拶

みなさま あけましておめでとうございます。

旧年中は京都協会、診断士会の活動にご参加、ご協力を賜りありがとうございました。本年も引き続きご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。



さて、昨年政治経済面は平成25年に引き続き、アベノミクスで明け暮れた一年でした。年初の円安、株高に始まり、農業分野の改革、子育て支援、ものづくり・商業・サービス業への補助金、免税対象商品の拡大など多種多様な施策が講じられました。4月には消費税の税率が上がり、年末の解散総選挙では与党が圧勝しました。12月27日には、26年度補正予算の閣議決定がなされました。

社会・文化面では3人の方がノーベル物理学賞を受賞されました。訪日外国人旅行者数も25年より増え、政府観光局の予想ではおよそ1,300万人になる模様です。

消費生活に目をやりますと、一部に賃上げが見られたものの、円安の影響によると見られる輸入品や諸物価の上昇により、実質賃金はマイナスで推移しました。その中で自動車のガソリンは年央からの原油安で値下がりし、少しは家計の足しになりました。消費行動面では、節約志向の一方でプチ・贅沢志向も台頭してきました。

技術面では、エネルギー関連や医療関連、ロボット関連などに注目が集まりました。これらの環境変化にうまく対応した企業が業績を伸ば

されたのではないのでしょうか。

一方、京都協会は“3C”、「変化 (Change)」「挑戦 (Challenge)」「貢献 (Contribution)」の行動指針の下、着実に成長し、会員も138名に増えました。主な新たな動きとしては次のことなどがありました。2月に関西で初めてとなる更新研修をお試して実施しました。大変好評で、早々に平成26年度の継続開催が決まりました。4月には三木会 (さんもくかい) という研究会が立ち上がりました。5月の総会では新役員を選出のほか、認定支援機関事業部の設立や社会貢献積立の実施等についてご承認いただきました。10月には社会貢献と京都協会の情報発信の一環として、京都協会創立55周年記念シンポジウム「伝統産業の活性化戦略」を開催しました。102名の参加を得て盛況のうちに終了いたしました。

平成27年も“3C”を継続します。一例を挙げますと、社会貢献積立は継続します。京都商工会議所様の窓口相談担当について、一部交代させます。理事会や常任理事会の在り方について見直し、検討します。昨年のシンポジウムと同様、今年も機会があれば、何らかの取り組みをいたします。新しい研究会の立ち上げも大歓迎です。慣習に囚われず、新しい時代に適応した京都協会をみなさんと共に築いて参りたいと思います。

結びにあたり本年が、みなさまとご家族にとって明るい、楽しい年でありますよう祈念申し上げます。

(山脇 康彦)

京都信用保証協会の経営支援について

京都信用保証協会は、地域密着型の信用保証協会として関係機関と連携し、「オール京都」体制で中小企業・小規模事業者に寄り添った伴走支援を行い、金融と経営の総合的サービスの推進に努めております。

ここでは、統合型中小企業支援と創業支援の概要を紹介させていただきます。

1 統合型中小企業支援

がんばる中小企業を応援するため、顧客ニーズや企業のライフステージに応じた経営支援を、関係機関と連携しながら実施しています。

(1) オーダーメイド計画策定支援

国の経営革新等支援機関（認定支援機関）による経営改善計画策定支援事業について、中小企業等の計画策定を支援する認定支援機関の紹介、コーディネートを行うほか、計画策定費用のうち本人負担額の1/2（上限20万円）まで費用補助を実施しています。

(2) 伴走型支援

経営の悩みを抱える中小企業等へ、当協会の全額費用負担による中小企業診断士等の専門家派遣事業「京都バリューアップサポート」を実施しています。昨年度は108社からお申込みをいただき、延べ300回を超える専門家派遣を実施しました。利用者からは、経営に対する気づきの機会として好評を得ています。

(3) 融資・保証制度支援

国の経営改善計画策定支援事業における金融支援策

の1つとして、最長15年以内（分割返済）のスーパーロング資金と、5年以内（一括返済）のスタートアップ資金からなる「京都経営サポート保証制度」を創設し、経営改善計画の実施に必要な資金を金融面から支援しています。

その他、国や自治体の制度融資を活用し、顧客ニーズや企業のライフステージに応じた金融支援を実施しています。

2 創業支援

平成26年から「京都バリューアップサポート」事業を拡充、創業者へ中小企業診断士を派遣し、創業計画の策定支援と創業後のモニタリング支援を行っています。ここで策定された創業計画の実施に必要な資金は、京都府・京都市の創業融資制度を活用して支援しています。



京都信用保証協会 業務部 経営支援課

TEL (075) 314-7222

FAX (075) 321-3043

URL <http://www.kyosinpo.or.jp>

よろず支援拠点について

よろず支援拠点は、中小企業庁により平成26年度に中小企業・小規模事業者に対する地域支援体制を強化するために、各都道府県に一か所ずつ整備され、6月2日に全国一斉に開所されました。

具体的業務は、①総合的先進的アドバイス②支援チーム等編成支援③ワンストップです。

期待されるミッションは、1. 販路拡大につながる経営相談によって、行列のできる拠点となる。2. すべて（よろず）の中小企業経営課題にこたえる。3. 最適任な支援人材や専門家を紹介する。4. 地域活性化のハブとなる。5. ノウハウを地域の支援機関に広める、の5項目です。

京都府よろず支援拠点では、直接事業実践経験者の大企業OB、経済団体における活動経験者、現役中小企業診断士からなる分野も多様で年代も幅広い6名で編成し、実施機関の京都産業21とともに活動していま

す。

実際の活動は、極めて現実的で現場に密着した支援を旨としています。

例えば、伝統産業における工房と接客スペースの整理・改善、生産現場における工作機械のレイアウトと業務手順の見直しと人材育成、販売展開における売れ筋商品と関連業務の取捨選択などこれまで1000件を超える相談に応じてきました。

これらのことから、各々の支援機関が展開されている支援に、よろず支援拠点にある機能を補完的に組み合わせただけであれば、より有効で実質的な支援ができるものと考えており、また、そのように活動していきます。

ぜひとも、よろずご利用をご検討ください。

京都府よろず支援拠点コーディネーター 大秦 建一

京都府中小企業診断協会55周年記念シンポジウムを開催

今年平成26年は京都府において診断協会が創設されて55年を迎えます。それを記念して10月25日(土)15



時から京都四条室町の池坊短期大学地下講堂において、一般社団法人京都府中小企業診断協会主催の記念シンポジウムを開催しました。

今回のテーマは「伝統産業の活性化」。基調講演は、同志社大学副学長の村山先生に「伝統産業活性化の要件～伝統産業グローバル革新塾10年の経験を踏まえて～」と題して講演いただきました。次のセッションの事例発表では、協会理事の成岡、多田両名から数社の特徴的な伝統産業企業でありながら際立った活動をされている事例を紹介。最後のセッションのパネルディスカッションでは、コーディネータを会長の山脇

氏がつとめ、村山先生と成岡、多田の3氏がそれぞれの経験、立場から今後いかに伝統産業の活性化、成長を図るか、支援するかという視点で意見を述べました。

最後まで約100名の参加者が熱心に聴いていただきました。また、このシンポジウムには京都



府内の多くの公的機関から後援をいただきました。ありがとうございました。

周年記念に関係なく、協会のPRも兼ねて毎年このようなシンポジウムや講演会を開催できればと思います。若手の会員が積極的に手を挙げて運営していくことを希望します。

(成岡 秀夫)

中信ビジネスフェア2014 無料経営相談会を開催

例年行事として出展している京都中央信用金庫主催の「中信ビジネスフェア2014」が、2014年10月15日(水)～16日



(木)の2日間にわたって京都府総合見本市会館(京都パルスプラザ)にて開催され、弊診断協会も無料経営相談会を行いました。

当該イベントの来場者数は、ビジネスマンを中心に1万人近い規模に達しており、京都で開催されるイベントの中でも有数の規模を誇ります。また、併設の「中信学生デザインコンテスト」は、京都を中心に大学及び専門学校からデザインを学ぶ学生たちの力作を集めた大変にユニークな取組であり、年々応募作品が増加する等、デザイン面における産学連携の一つのモ

デルとして注目されています。

経営相談員は、1日を通して2人体制で臨んでおり、会員有志によって中小企業診断士及び一般社団法人京都府中小企業診断協会の広報宣伝と弊ブースに立寄る希望者の悩みごと相談に対応しました。これには、今井俊和、阪本純子、中村久吉、橋本浩司、藤井明登、古谷武徳、松下晶、各会員の協力を得ました。

また、2014年11月11日(火)に八幡市文化センターにて開催された八幡市商工会主催のビジネス交流マッチング支援事業である「YAWATAビジネス交流2014」にも出展して、同様に無料経営相談会を行いました。八幡地区では初めての試みであり、出展社及び参加者の双方ともに大変熱気に包まれたイベントでした。地域の活性化に直結する取組であり、今後の継続的な開催及び発展が期待されているところです。今井俊和、恩村政雄、各会員の参加協力を得ました。

(中村 久吉)

弁理士会との事業連携協力

京都府中小企業診断協会は、日本弁理士会近畿支部と業務提携協力を行うこととなり、12月1日、協会事務所で覚書の調印式が行われました。調印式には、日本弁理士会近畿支部から支部長の稲岡耕作氏、副支部長の高良尚志氏、京都地区会会長の徳岡修二氏、診断協会から山脇康彦会長、坂田岳史副会長、足立早恵子会員の計6名が出席し、双方の団体の概要説明や自己紹介を行うとともに、昨今の情勢や今後の展望などを話し合いました。



弁理士とは、弁理士法で規定された産業財産権等に関する業務を行うための国家資格です。日本弁理士会は、弁理士法に基づき大正11年5月に設立された弁理士に関する法人で、会員の能力研鑽や向上のための研修や産業財産権制度の研究と普及活動、弁理士の登録

に関する事務などを実施されています。全国組織で、東京の本部と各ブロックごとに9つの支部を有しています。近畿支部は大阪に拠点を置き、そのほか京都、兵庫、滋賀、奈良、和歌山に地区会があります。

弁理士も診断士同様、企業内で会社員として勤務している企業内弁理士が多く、独立して事業を営んでいる割合は少ないそうです。そうした中で、京都には200余りの弁理士事務所があり、それぞれ独自の活動をされています。診断協会と弁理士会で協力しあうことで、より多くの企業にいざという時に相談できる弁理士や診断士が存在することを知ってもらうチャンネルを増やすとともに、個々の業務においても協力し合える体制を整えました。
(足立 早恵子)



★ 第2回 京都プロコンカレッジ修了! ★

「第2回京都プロコンカレッジ」が、平成26年6月に開校し同年12月に無事終了しました。今回は、4名の受講生（京都会員3名、大阪会員1名）の方が、稼げるプロのコンサルになるべく受講されました。本プロコンカレッジは、4日間の講義と3カ月間のコンサル実務で構成されます。講義では、コンサル実績豊富な京都協会会員が講師となり、プロコンの行動指針、実践的診断・コンサル・助言手法、プレゼン手法、案件獲得法などを講義しました。また、コンサル実務では、受講生が1人1社を対応し、ヒアリングを通じた診断&コンサル計画書を作り、計画に基づくコンサルティングに挑戦されました。実務コンサル先企業は、①介護福祉事業所、②特殊肌着販売業、③レンタルオフィス業、④工芸品制作・販売業の4社です。受講生の中には、今回初めてコンサルティングを経験された方もおられましたが、全員が全力で課題解決に取り組まれ受診側企業も満されていました。以下、受講生の方の感想をご紹介します。

■足立早恵子様（京都協会会員）

プロとしてもう一段ステップアップを図りたいと考え、独立して5年目というタイミングで受講しましたが、今だからこそ深く理解でき、今後フルに生かせる内容をたくさん学ぶことが出来ました。今回学んだことをベースにさらなる飛躍を目指していきたいと思っております。

■藤村正弘様（京都協会会員）

決して安くはない受講料に申込みへの逡巡もありま

したが、内容は期待以上のもので、受講してよかったと思います。それまでの会社勤務から新たに独立を決心するにあたり、講師陣の方々から、やさしく、時には厳しく背中を押していただいた気がします。

■石井規雄様（京都協会会員）

約7ヶ月間で多くのことを学び、実務コンサルティングで実践することができました。多くの講座ではインプットが中心だと思いますが、プロコンカレッジはアウトプットができる環境があり、実践で学ぶことも多い点が最大の魅力だと感じました。

■高千穂利道様（大阪協会会員）

適度な緊張感を持って、取り組むことができました。いろいろなノウハウや情報を惜しみなくご提供いただき、気づくことの多い数か月間で。また、自分の現在のレベル、足りない部分についても認識できました。

来年度もプロコンカレッジを開催予定です。会員の皆様もぜひ、稼げるプロコン目指してご参加ください。
(坂田 岳史)



コンサルティング実務風景

知的資産経営（知恵の経営）のススメ ーその4ー

3. 知的資産経営の成熟度

乳幼児が少年少女になり、成長して青年になり、そして壮年、実年になるに従い人間的に成熟していくように、人の集団としての企業組織にも成長過程があり成熟度が存在する。このような組織能力を表す成熟度は、知的資産経営においても適用できると考え、今般の訪問調査では、簡易な知的資産経営成熟度判定表を作成して（図表2）、それを用いた。

調査結果では、レベル1は4社、レベル2は9社、レベル3は5社、レベル4は6社、レベル5は1社で、全25社の単純平均値はレベル2.8と前回調査とほぼ同様だった。しかし、レベル4以上の企業割合が増加している点は、知的資産経営に熱心に取り組んでいる企業群の存在が明確になった訳で、心強いデータである。

図表2 知的資産経営の成熟度判定表

レベル	成熟度レベルの状態
1	・知的資産の存在と有効性に気付いた従業者（経営管理職を含む）が、独自に知的資産の利用と管理を行っている。【ポイント】個人的な取組
2	・知的資産の利用と管理は、特定のグループにおいて共有されているが、全社的な知的資産活用の認識及び取組には至っていない。【ポイント】部署的な取組
3	・知的資産を経営に活用するとともに管理する手順を組織的に定めている。 ・立案した計画に従って実施及びモニタリングして、その結果を経営陣に報告している。【ポイント】組織的定義、PDCAの存在、ライフサイクルの認識
4	・知的資産管理のために、計画、実施、モニタリング、定期的な見直しを行い、継続的改善が定着している。【ポイント】ポートフォリオの認識
5	・経営戦略が定期的に見直され、その経営戦略と整合するように知的資産管理の計画、実施、モニタリング、見直しが行われる等、知的資産が経営戦略の一部に組み込まれている。【ポイント】最適化の実現

4. 調査結果のまとめ

今回の調査では地元金融機関の意見も聞いた。京都府の「知恵の経営」実践モデル企業認証制度には、京都府成長分野認定育成事業費補助金や「経営発展支援融資」制度の適用がある。しかし、知的資産経営の普及促進のためには更に制度融資を拡充することが望ましい。一方、知的資産経営報告書は大変に役立つ情報であり、計画進捗の評価指標であるKPIを金融機関職員が定期的な訪問により顧客企業経営者と共に確認することは、企業の経営管理サイクルであるPDCAを確実にクライアント企業に定着させる効果を生む。その結果

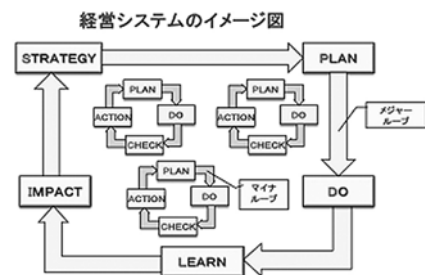
は、当該顧客企業の格付けの向上に結び付くことになるだろう。

知的資産経営は、知的資産を活用してビジネス上で収益を実現する仕組みと一体的に評価するケースが多いが、現実にはかなり困難な作業である。知的資産を評価しての融資では、登記されて初めて担保化できるという原則から、いきなり知的資産全般ではなく先ず知的財産権から評価の仕方を一般化するのが妥当であろうと考えられる。この意味において、全国共通の知的財産の取引市場が形成されるならば、金融機関は対応しやすくなると言える。

以上を総括すると、中小企業が知的資産経営に取り組む手順としては以下が妥当であろう。

- ①スタート段階では、知的資産経営実践結果の「アウトプット情報」ではなく、経営の「インプット情報」としての知的資産経営報告書を、簡易版で良いから作る。（知的資産経営報告書は、実践のアウトプットであるだけでなく、経営戦略若しくは経営計画のインプットとしての役目も果たしている。）
- ②知的資産経営の本格運用段階からは、既述の知的資産の「ライフサイクル」を検討して、次なる知的資産創造のための対策を講じつつ進める。
- ③同時に、「知的資産経営の成熟度」をチェック（自己評価）し、このランクを組織体として上げるための取組を行う。
- ④更に進んで、知的資産の「ポートフォリオ」を検討する。身近な例でいえば、企業としての組織構成の各部門にそれぞれ知的資産を造成することができれば、非常に強い企業体質を実現できる。もちろん、特定の部門に知的資産を集中して、その中でポートフォリオを検討することもできる。いずれにせよ、企業組織内に点在する知的資産を有機的に組合せて体系化若しくは融合化すれば、その結果としてオンリーワン企業の地位を確立することも夢ではなくなるのだ。
- ⑤以上を反復する中で、点検と見直しを繰り返していく（PDCAの定着）ことにより、確実に知的資産経営のレベルアップが実現すると共に、強固な経営システムを構築できるだろう。（図表3参照）

図表3 PDLISサイクル



（中村 久吉）

はんなり診断士



松下 晶
(まつした しょう)

皆様こんにちは、松下晶と申します。貴重なご挨拶の機会をいただきありがとうございます。

平成26年5月に京都協会に入会してから少しずつ協会の事業にも参画させていただき、独立診断士としての道を歩んでいます。協会入会の前年まで通算約10年間勤めた会社員時代には京都の電子部品メーカーで人事・経理システムの保守・運用・企画・海外展開や、東京のコンサルティング会社で商社や金融機関のIT基盤刷新のプロジェクトマネジメント等を経験しました。独立してからはそうした知見を生かしつつ、企業の経営全般をご支援するという新たな挑戦にやりがいをもって取り組ませていただいています。少しでも早く一人前の診断士になれるよう諸先輩方に学ぶ日々です。

なお、独立診断士の傍ら、母方の実家で空き

家になっていた築90年の町家を様々な方の交流や学びの場として使っていただく仕組みとして「Bonjour! (ボンジュール) 現代文明」という一風変わった名前のイベントスペースを運営しています。具体的には、各種ワークショップや音楽会などの自主企画イベントや、主催者を募って研究会や書籍出版イベントなどを開催していただく貸しスペースとしての事業を行っています。

また、趣味ではありますが、「猟師見習い」としても活動をしております。猟期(11月～2月の冬季)の週末には静原・雲ヶ畑などの山に行き、シカやイノシシを追いかけしています。収穫したお肉はステーキや薫製、ハムなどに調理して家族の食卓に。我が家の冬場の食肉の半分以上はジビエ(野生鳥獣の肉)です。鹿皮の有効活用を模索して皮鞣しのワークショップも開催しました。狩猟は、最近では野生鳥獣による農林業被害への対策として6次産業化の事例などがクローズアップされることも多い分野、診断士目線でも注目しています。

これからも京都協会の活動は積極的に参画して微力ながら盛り上げて行きたいと思っております。協会のみなさま、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いたします。



奥野真一郎
(おくの しんいちろう)

みなさま、はじめまして、奥野真一郎と申します。中小企業診断士登録は平成23年5月になります。登録当時は仕事の関係で東京に在住しており、東京都中小企業診断協会に所属しておりましたが、平成26年から京都商工会議所に入ることとなり、これを機会に京都府中小企業診断協会に移籍させていただくことになりました。

私の経歴をご紹介させていただきます。平成9年に関西大学商学部を卒業後、大手の消費者金融会社に入社し貸金の審査や回収に携わっておりました。その後、外資系企業のファイナンス部門に移り、顧客管理システム導入やデータベースマーケティング(CRM)などの企画業務に従事しました。このころから、経営のことをもっとよく知っておかなければならないと考え始め、これが診断士の勉強を始めたきっかけでした。受験勉強を通じ、多様性や人間模様に富んだ中小企業の経営を実際に見てみたくなり、

タイミングを見計らって婦人服販売を営む中小企業に転職しました。ここでは、店頭接客販売や売場づくり、経理、資金調達などに携わり、中小企業特有の強みが生まれる理由や、経営課題解決の難しさを、身をもって知りました。

専門はマーケティングですが、新規客の獲得が難しい昨今にあって、特にサービス業と小売業における既存客との関係性強化という分野を強みにしております。

現在は、京都商工会議所の中小企業経営支援センターで金融担当としての職責をいただいております。具体的な役割は、経営安定特別相談事業の事務局兼相談員として、金融斡旋や業績改善のための支援に取り組んでいます。事業の特性上、経営危機に瀕した事業者様からの相談が多いのが実情ですが、金融斡旋にとどまらず、販路開拓支援や会計帳簿のつけ方、税務・労務の相談、各種補助金活用のための事業計画づくりなど、多岐に渡る問題解決の相談をお受けさせていただいております。

趣味は野球観戦です。草野球から高校野球、プロ野球まで何でも見ます。私は伏見区生まれの大阪育ちという根っからの関西人ということもあり、阪神を応援していますが、そろそろリーグ優勝しないのかと気を揉んでいます。

今後ともどうぞ、よろしくお願い申し上げます。

中小企業が知っておくべき民暴・不当要求対策④（暴力団に対する規制）

このコラムも4回目、最終回です。最後は暴力団に対する法的規制、暴力団対策法と暴力団排除条例についてご紹介します。

1 暴力団対策法

バブルのころ総会屋事件などでヤクザが暗躍して暴力団排除の機運が高まり、平成3年に暴力団対策法が制定されました。主な内容を3つ紹介します

① 暴力的要求行為の禁止と中止命令

暴力団のシノギとして行われるグレーゾーンの行為について、公安委員会が中止命令を出すことができます。例えば、寄付金や賛助金を要求する行為、みかじめ料などを要求する行為などです。ヤクザがやりそうなシノギ行為はほぼ網羅され、命令に違反すれば3年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金です。代紋入りの名刺を出して「頼むわ」と言えば中止命令の対象になるので、最近では組の名前や代紋の入った名刺はまず見かけなくなりました。

② 暴力団利用行為の禁止と再発防止命令

自分は暴力団ではなくても暴力団を利用して不当な要求行為をさせると、公安委員会が再発防止命令を出すことができ、違反すると刑事罰もあります。

③ 組長責任

平成20年改正で、組員がシノギとして行った行為（威力利用資金獲得行為）によって、損害が発生したときは、指定暴力団の組長にも損害賠償責任があることになりました。山口組の末

端組員がシノギ行為で一般人を傷つけたら、六代目山口組の組長、司忍に対して損害賠償請求をすることができるのです。

2 暴力団排除条例

ここ数年で、全国的に暴力団排除条例が制定されました。京都の条例は平成23年4月に施行され、昨年一部改正されています。京都の条例の主な内容を、こちらも3つ紹介しておきます。

① 府の公共工事暴排

府の公共工事に関与するときは暴力団ではないことの誓約書が要求され、虚偽記載をすると1年以下の懲役、50万円以下の罰金です。

② 暴力団排除特別強化地域（祇園木屋町）

祇園木屋町地区で風俗業者などが暴力団を用心棒として使ったりみかじめ料を支払ったりすることが禁止されました。違反すると1年以下の懲役、50万円以下の罰金。払った方に罰則があることに十分注意が必要です。

③ 組事務所開設規制

学校、病院、文化財等から半径200m以内に組事務所を開設することが禁止されました。これも違反すると1年以下の懲役、50万円以下の罰金です。これによって事実上京都市内で組事務所を新設できる場所はほとんどなくなっています。

いかがでしたでしょうか。不当要求の排除にはまず知ることから。このコラムがその一助となれば幸いです。（若宮 隆幸）

平成26年度京都市府中小企業診断協会厚生事業開催

本厚生事業は、今回で7回目となり、事業として定着してまいりました。各種研修事業とは異なり、会員同士が気楽に懇親を深めること及び何らかの新しい見聞ができることを狙いとし、全会員が参加できるよう土曜日に開催しております。京都市を中心に、意外に訪れていない観光地、美術館、社寺仏閣をメインに午前は見聞、午後懇親会を行っております。

実績を簡単に紹介致します。第1回は、宇治の源氏物語ミュージアム周辺。翌年は、「坂本竜馬」ゆかりの伏見寺田屋周辺。第3回は、紅葉の名所光明寺周辺。第4回は、親鸞聖人750回大遠忌にちなみ「龍谷ミュージアム」周辺。第5回は、「平清盛」にちなみ、六波羅密寺、建仁寺の観光。昨年は、新島襄、八重ゆかりの「新島旧邸母屋」等の散策です。

今回は、戦国武将と関わりの多い洛北の大徳寺周辺の名所のうち、「秋の特別拝観」の塔頭を中心とした散策です。11月15日に実施し、参加者は、会長等役員、支部長経験者、ベテラン中堅会員、若手会員、女性会員等17名で、幅広い層の参加を得ました。

当日11時に地下鉄「北大路」駅に集合し、快晴につき、目的地までの約1.3キロを、体力作りの一環として歩いて大徳寺に向いました。

最初に前田利家の夫人芳春院・まつが建立した大徳寺塔頭「芳春院」に向い、参道の紅葉に

迎えられ、枯山水の庭及び呑湖閣を見学しました。特に呑湖閣は京の四閣（金閣、銀閣、飛雲閣）のひとつに数えられています。次いで「黄梅院」を拝観しました。特に千利休が作庭したと言われる直中庭（じきちゅうてい）は、枯山水庭園で、豊臣秀吉の希望による瓢箪を象った池を手前に配し、加藤清正が持ち帰った朝鮮灯籠が据えられていました。

その後、京都ホテルオークラに移動し、懇親会を行いました。藤井常任理事の司会のもと、山協会長の挨拶・乾杯の音頭でスタートしました。趣味、現在の仕事の近況、今後の動向、目指したい方向など会員同士で情報等を交換し、楽しく懇談を行い、おおいに盛り上がる中、上田副会長による締めを行い、無事終了致しました。次年度も、会員皆様方の積極的な参加を是非お願い致します。（小宮山 衛）



写真：大徳寺三門前

新年特別研修会、祝賀会を開催

平成27年度の新年特別研修会・祝賀会が1月9日(金)、新都ホテルにおいて催されました。祝賀会に先だって実施された特別研修会では、産業用ロボットの開発・製造のベンチャー企業であるスキューズ株式会社代表取締役社長清水三希夫様を講師にお迎えし、「ベンチャー企業が起業から企業になるまで」というテーマで、ご講演頂きました。

講演は未来、過去、現在の順でお話がすすめられました。冒頭に、会社のビジョンを表現した動画が流され、人とロボットが共存する近い未来のイメージが伝わってきました。その後、清水様ご自身がアパレル販売員からFA(ファクトリーオートメーション)の世界に入った経緯、創業に至る様々なきっかけや出会いなどについて、そして、創業から現在までの会社運営に関して、同社の事業である「信頼のFA、独創のロボット」というハイブリットモデルについて、実際に写真や動画を見せて頂きながら、リアルなお話を披露していただきました。「起業家は天然でできるものではない」という言葉が印象的でした。

同社は創業17年で、現在は100名近い従業員の規模となっている会社です。社員が倍増し、新旧入り乱れた組織になり全社でビジョンマッ

プを作成したプロセス、採用は社長が行わず部門長に任せていること、組織、ルールが変化し



つつ企業になっていく過程のお話しは示唆に富む内容であり、「ロボットと人が共存する社会の実現」が目の前に来ていることを感じる事ができました。講演の後の質疑応答の時間には会員からの活発な質問がされるなど、大変有意義な研修会となりました。

特別研修会の後、同ホテル内の八坂の間で多数の御来賓をお迎えし、会員とともに祝賀会を開催しました。山協会長の挨拶に続き、3人の御来賓よりご祝辞を頂戴した後、慣例の日本酒で乾杯を行い、懇親会に移りました。日頃の活動に対するご協力のお礼をはじめ、昨今の経済情勢や、今後の中小企業対策、京都府や京都市の取り組み内容についてなど、幅広い分野で歓談に花が咲き終始和やかな雰囲気での宴でした。最後に岡原理事による中締めで締めくくりました。(阪本 純子)

編集後記

今年は年初から寒波に見舞われ雪の舞う白い京都となりました。2015年、このキャンパスにはどんな夢を描いてみましょうか。

「診断京都」は、昨年から公的機関の中小企業支援施策紹介など新しい情報も取り入れ、発行頻度も年4回に増やしました。会員の皆様にとって役立つ情報を提供するため、今年度もさらに新しい企画に取り組み、紙面の充実を図って参ります。皆様からの投稿、ご意見をお待ちしております。

(坂本 淳)



京都診断協会の行事予定

- ・ 2月7日(土) 会員交流会
- ・ 2月15日(日) 第3回理論政策更新研修
- ・ 5月23日(土) 総会

診断京都

No. 108

2015年2月発行

一般社団法人京都府中小企業診断協会

〒600-8815 京都市下京区中堂寺南町134番地
京都リサーチパーク ASTEM棟301号室

TEL (075) 325-5731

FAX (075) 325-5675

メールアドレス info@shindan-kyoto.com

ホームページ <http://www.shindan-kyoto.com/>

印刷所 株大気堂 TEL (075) 361-2321

FAX (075) 361-5047